

IFRS サステナビリティ開示基準の最終化①

～IFRS S1（全般的要求事項）を中心に～

Short Review

2023年8月

社会システム研究所
シニアアナリスト
三瓶 匡尚

1. はじめに

国際サステナビリティ基準審議会(International Sustainability Standards Board、以下「ISSB」)が、2023年6月26日に、IFRS サステナビリティ開示基準(IFRS Sustainability Disclosure Standard、以下「IFRS SDS」)の第一弾として、全般的要求事項(IFRS S1 General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information、以下「IFRS S1」)と気候関連開示要求事項(IFRS S2 Climate-related Disclosures、以下「IFRS S2」)を公表した。この2つの基準は、日本におけるサステナビリティ開示基準の開発にあたってのグローバル・ベースラインとなるものであり、既にサステナビリティ基準委員会(Sustainability Standards Board of Japan、以下「SSBJ」)において、日本版S1基準及び日本版S2基準の開発が進められている。このようにIFRS SDSは日本企業によるサステナビリティ情報開示にも大きな影響を及ぼすことが想定される。本稿では、以下の7つの点について言及する。

- IFRS SDSの構造
- IFRS S1の構成と概要
- IFRS S1の「目的」
- IFRS SDS全体に適用される基本事項
- コア・コンテンツ
- プロポーショナリティ(Proportionality)、経過措置など
- 日本基準の開発動向と導入に向けたスケジュール

2. IFRS サステナビリティ開示基準の構造

今般最終化されたIFRS SDSは、全般的要求事項を定めたIFRS S1と、テーマ別開示要求事項の第一弾として、気候関連をテーマとしたIFRS S2、ならびにIFRS S2実施に関する産業別ガイダンス(The Industry-based Guidance on Implementing IFRS S2、以下「IFRS S2ガイダンス¹」)から構成され

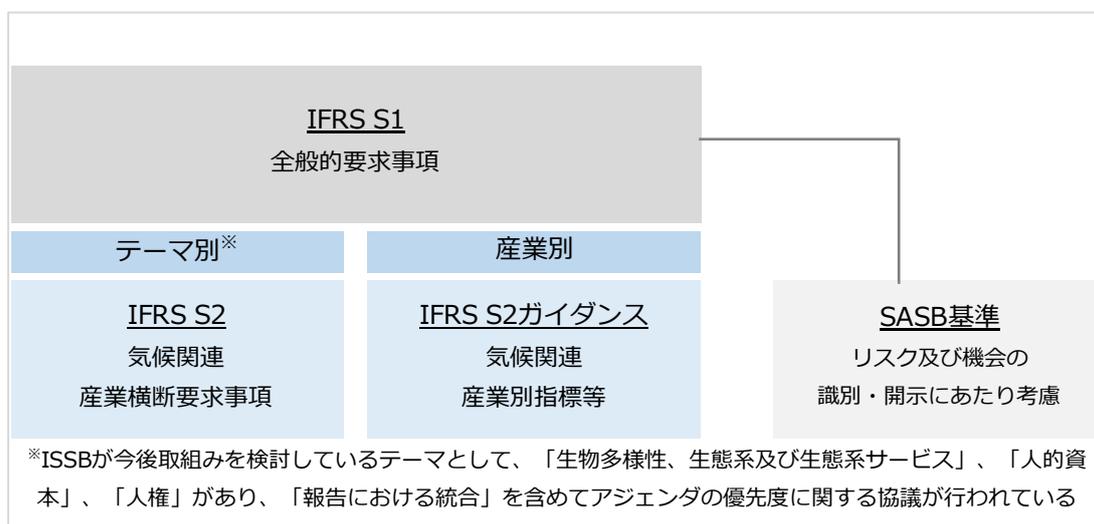
¹ 公開草案では、IFRS S2の一部として規範性を持つことが想定されていたものの、パブリックコメントを踏まえた再審議の結果、ISSBはIFRS S2ガイダンスを例示的ガイダンスという位置づけとされた。ただし、ISSBは、今後のさらなる協議を条件として、将来的には強制力のある(mandatory)ものとする意図を表明している。

ている（図表 1 参照）。IFRS S1 は、IFRS SDS の基盤となるもので、企業がサステナビリティ関連のリスク及び機会（以下「SRO」）に関する情報開示に係る全般的な要求事項を定めている。他方、IFRS S2 は気候関連のリスク及び機会に関する情報開示に係るテーマ別開示要求事項を定めており、IFRS S2 に基づく情報開示を行うにあたっては、IFRS S1 にも準拠していなければならない²。

なお、テーマ別開示要求事項については、今後更なる開発が予定されており、「生物多様性、生態系及び生態系サービス」、「人的資本」、「人権」を候補として、アジェンダの優先度に関する協議が現在行われているところである。

なお、SASB 基準の位置づけについては、後述する（ガイダンス・ソースを参照）が、他のガイダンスとは位置づけが異なるので注意が必要である。

図表 1 IFRS サステナビリティ開示基準の構造



（出所）経済産業省「第 11 回非財務情報の開示指針研究会（2023/6）」資料により日興リサーチセンター作成

3. IFRS S1 の構成と概要

まず、全般的な要求事項を定める IFRS S1 の主な特徴は以下の通りである。

- 一般目的財務報告の主要な利用者（以下「投資家等」）³のニーズに応えるために、財務諸表報告に関連するサステナビリティ関連のリスク及び機会（Sustainability-related risk and opportunities、以下「SRO」）に関する重要な(material)情報の開示を企業に要求していること

² IFRS S2 については、三瓶（2023）参照。

³ 「一般目的財務報告の主要な利用者」とは、IFRS S1 付録 A【定義】において、“Existing and potential investors, lenders and other creditors.”(既存および潜在的な投資家、貸し手、その他の債権者)と定義されている。

- TCFD 提言⁴の構成に基づくサステナビリティ関連の情報を提供すること
- 企業は自社のビジネスをより適切に記述し、投資家等に有用な情報を提供できるように産業特有(industry-specific)の開示を求めていること
- 企業が IFRS S2（気候関連）以外のリスクおよび機会を識別し、開示することに役立つ情報源を指定していること
- 財務諸表とのつながりを構築し、全体として一般目的財務報告パッケージを提供することを目的としているため、IFRS 会計基準の概念を用いて設計されているが、どのような会計基準とも組み合わせて用いることが可能であること（すなわち、日本会計基準（JGAAP）採用企業においても、IFRS SDS を用いることが可能）

次に、IFRS S1 の構成は、図表 2 に示した通りである。このうち、線で囲んである「概念的基礎 (Conceptual Foundation)」「全般的要求 (General Requirements)」「判断、不確実性と誤謬 (Judgements, Uncertainties and Errors)」は、IFRS SDS における基本事項にあたる。基本事項は、IFRS S1 のみならず、IFRS S2 にも適用される。他方、「コア・コンテンツ」は、TCFD 提言に基づき「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」の4項目から構成されている。

図表 2 IFRS S1 の構成

目的
範囲
概念的基礎（適正な表示、重要性、報告企業、つながりのある情報）
コア・コンテンツ（ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標）
全般的要求事項（ガイダンス・ソース、開示の記載場所、報告時期、比較情報、準拠表明）
判断・不確実性・誤謬
【付録A】定義
【付録B】適用ガイダンス
【付録C】ガイダンス・ソース
【付録D】有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性
【付録E】発効日及び移行

(出所) IFRS S1: General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information により日興リサーチセンター作成

なお、「コア・コンテンツ」は、IFRS S1 と IFRS S2 で重複する項目ではあるが⁵、IFRS S1 ではサス

⁴ TCFD 提言は、“Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures “のことを指す。

⁵ なお、IFRS S1 と IFRS S2 で重複する箇所については、個別に開示するのではなく、統合した開示を求めている。例えば、ガバナンスについて、気候関連のリスク及び機会に対するガバナンスとそれ以外のSROに対するガバナンスが同じガバナンスブ

テナビリティ全般にわたる一般的な開示要求事項を、IFRS S2 では気候関連に焦点をあてた詳細な開示要求事項を規定している。IFRS SDS における「コア・コンテンツ」の構造は、今年度から適用開始となった有価証券報告書内のサステナビリティに関する報告でも同様の開示項目となっている⁶。企業にとっては比較的理解しやすい考え方であるといえるだろう。

それでは、次章にて IFRS S1 の目的、基本事項、コア・コンテンツの概要について説明する。

4. IFRS S1 の「目的」

IFRS S1 では、その目的を「企業に対する資源の提供に関する意思決定を行う際に、一般目的財務報告の主要な利用者に企業のサステナビリティに関連するリスク及び機会に関する有用な情報の開示を求めること」としている。この「有用な情報」とは「企業の prospects⁷（企業の短期、中期又は長期にわたるキャッシュ・フロー、ファイナンスに対するアクセス又は資本コスト）に影響を及ぼすことが合理的に予想されるすべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報」と定義している。また、「企業の prospects に影響を与えることが合理的に期待できないサステナビリティ関連のリスク及び機会は、本基準の対象外である」とし、企業に影響を与える可能性のある全ての SRO を対象にしているのではなく、投資家等が関心を寄せる SRO を開示対象にしていることは明らかである。この目的に照らせば、IFRS SDS が、財務マテリアリティに焦点をあてているのは明確であり、また、後述する「重要性 (materiality)」の定義とも一貫している。

一方で、ダイナミック・マテリアリティの考え方に配慮していると思われる規定がある。

「サステナビリティ関連のリスクおよび機会に関する情報は、利用者にとって有用である。なぜなら、企業が短期、中期、長期にわたってキャッシュ・フローを生み出す能力は、企業のバリュー・チェーンを通じて、企業とステークホルダー、社会、経済、自然環境との間の相互作用と密接に関連しているからである。企業とそのバリュー・チェーンを通じた資源および関係は共に、企業が活動する相互依存システムを形成する。企業がこうした資源や関係に依存していることや、それらの資源や関係に与える影響は、企業にサステナビリティ関連のリスクや機会をもたらす。」(IFRS S1 第 2 項)

ロセスである場合には、統合したガバナンスの開示を求めている。

⁶ 有価証券報告書では、【事業の状況】の箇所に新たに【サステナビリティに関する考え方及び取組】の記載欄が設けられている。本記載欄において、企業はサステナビリティに関する考え方及び取組について、「ガバナンス」及び「リスク管理」について記載が求められ、「戦略」「指標及び目標」については、重要なものについて記載することとされた。加えて、人的資本に関する「戦略」と「指標及び目標」については、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針、社内環境整備に関する方針を「戦略」において、また、戦略とその方針に関する指標の内容、当該指標を用いたときの目標と実績を「指標及び目標」において記載することとされた。前者のサステナビリティに関する考え方や取組に係る記載が IFRS S1 の考え方に相当し、後者の人的資本に係る記載は、IFRS S2 の気候変動とテーマこそ違え、「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」のうち、「戦略」「指標と目標」の開示を求めている点で、IFRS SDS の構造と同様の構造といえるだろう。

⁷ 公開草案では「企業価値(enterprise value)」という用語が使用されていたものの、パブリックコメントを踏まえ削除された。代わりに prospects という用語が用いられている。このため、本レポートにおいては、「見通し」という一般的な訳語は用いず、原文のまま prospects を用いることとした。

すなわち、企業の将来性は、その企業が地域社会のステークホルダーとどのように協力し、どのようにコミュニティに貢献し、社会でどのような事業を営むか、バリュー・チェーンを通じて、どのように自然資本を消費しているのかと切り離すことはできない。したがって、企業は、資源や社会などとの関係をどのように維持し、それらへの依存をどのように管理し、こうした資源や関係に対する影響が、企業のSROをどのように生じさせているのかを説明する必要がある。

このように、バリュー・チェーンを通じた環境や社会への影響は、時間の経過とともに、翻って企業のProspectsに影響を及ぼす可能性があることから、SROを識別するにあたって留意すべきポイントであると考えます。

5. IFRS SDS 全体に適用される基本事項

IFRS S1 においては、IFRS SDS 全体にまたがる基本事項は、「概念的基礎」「全般的な要求」「判断、不確実性と誤謬」から構成されている（図表 3 参照）。このうち、公開草案⁸に対するコメント等フィードバックを踏まえて、変更が行われた主な点を採り上げる。

図表 3 IFRS S1 の基本事項に係る主な内容

		主な内容
概念的基礎	適正な表示	<ul style="list-style-type: none"> 有用なサステナビリティ関連財務情報の基本的な質的特性 比較可能性・検証可能性・適時性・理解可能性は、基本的な質的特性を補強
	重要性	<ul style="list-style-type: none"> 重要性 (materiality) の定義は「概念フレームワーク」の重要性と整合的
	報告企業	<ul style="list-style-type: none"> 報告主体は、一般目的財務報告の報告主体と同一
	つながりのある情報	<ul style="list-style-type: none"> サステナビリティ関連のリスクと機会とのつながり等 「コア・コンテンツ」内の情報間のつながり 一般目的財務報告とのつながり
全般的な要求	ガイダンス・ソース	<ul style="list-style-type: none"> リスク及び機会の識別におけるガイダンスの情報源 リスク及び機会に適用可能な開示指標の特定におけるガイダンス・ソース
	開示の記載場所	<ul style="list-style-type: none"> 一般目的財務報告の一部として提供（含む相互参照）
	報告の時期	<ul style="list-style-type: none"> 関連財務諸表と同じ報告期間(same reporting period)、同時(same time)報告
	比較情報	<ul style="list-style-type: none"> 報告期間中の開示金額にかかる直前期の比較情報
	準拠表明	<ul style="list-style-type: none"> 本開示基準の全要求事項に準拠している旨の明示的かつ無限定の表明
判断、不確実性と誤謬	判断	<ul style="list-style-type: none"> 開示プロセスにおいて当該開示に重大な(significant)影響を与える判断（金額の見積りに関する判断以外）
	測定の不確実性	<ul style="list-style-type: none"> 報告金額に影響を及ぼす最も重大な不確実性
	誤謬	<ul style="list-style-type: none"> 重要性がある過年度の誤謬に係る比較情報の修正（除く修正が実行不可能な場合）

(出所) IFRS S1:General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information により日興リサーチセンター作成

⁸ ISSB 公開草案の概要については、「国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) がサステナビリティ関連情報の開示に関する全般的な要求事項 (草案) を公開」(2023/1/24 弊社/川久保) を参照されたい。

5.1 「適正な表示(Fair Presentation)」

IFRS SDS に基づく開示は、一般目的財務報告の一部として位置付けられていることから、企業の Prospects に影響を及ぼすことが合理的に見込まれる SRO を適正に表示しなければならない。このため、IFRS SDS に基づく開示は、財務報告基準の概念的な特性を持つ、国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board, 以下「IASB」) の「財務報告に関する概念フレームワーク」(以下「概念フレームワーク」) における基本的な質的特性 (図表 4) を満たす必要がある。

この基本的な質的特性とは、「関連性」(relevance)⁹と「忠実な表現」(faithful representation)¹⁰で構成される。すなわち、投資家等にとって有用なサステナビリティ関連財務情報となるためには、企業の Prospects に影響を及ぼすことが合理的に見込まれる SRO に関連性のある情報を IFRS SDS で定められた原則に従って忠実に表現しなければならないということである。

サステナビリティ関連財務情報の有用性を備えるための質的特性の要件の詳細については、IFRS S1 の付録 D を参照されたい。

図表 4 概念フレームワークにおける質的特性の概要

基本的な質的特性						
一般財務報告の目的である主要な利用者が報告企業への資源の提供に関する意思決定を行う上で、有用なサステナビリティ関連財務情報を提供するために、当該情報が有しているべき特性						
忠実な表現				関連性		
表現しようとしている対象を忠実に表現				利用者の意思決定に違いをもたらす一般目的財務情報		
完全性	中立性	無謬性	慎重性	予測価値	確認価値	重要性
必要なすべての重要な情報が含まれていること	情報の選択や開示に偏りがないということ	脱漏や誤謬がないこと	不確実な状況下で判断を下す際に、注意を払うこと	将来の成果を予測するために採用するプロセスへの入力として使用できること	過去の評価に関するフィードバック (確認または変更) を提供できること	マテリアリティの定義と同じ (次頁以降を参照)
補強的な質的特性						
基本的な質的特性を補強する特性 (サステナビリティ関連財務情報の有用性を高める特性)						
比較可能性		検証可能性		適時性		理解可能性
項目間の類似点と相違点を利用者が識別し、理解することを可能にする		特定の描写が忠実な表現であるという合意に達することができること		意思決定者の決定に影響を与えることができるように情報を利用可能とすること		明確かつ簡潔であること

(出所) Conceptual Framework for Financial Reporting (March 2018) by IFRS, IFRS S1:General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information により日興リサーチセンター作成

⁹ 関連性のあるサステナビリティ関連財務情報については、以下の定めがある。” Relevant sustainability-related financial information is capable of making a difference in the decisions made by primary users. Information may be capable of making a difference in a decision even if some users choose not to take advantage of it or are already aware of it from other sources. Sustainability-related financial information is capable of making a difference in decisions made by users if it has predictive value, confirmatory value or both.” (IFRS S1 Appendix D. D4 項)。

¹⁰ 忠実な表現については、以下の定めがある。” Sustainability-related financial information represents phenomena in words and numbers. To be useful, the information must not only represent relevant phenomena, it must also faithfully represent the substance of the phenomena that it purports to represent.” (IFRS S1 Appendix D. D9 項) 「

なお、概念フレームワークの質的特性や IFRS S1 付録 D の内容は、概念的であるので、ここではその詳細に立ち入らない。しかしながら、サステナビリティ関連財務情報は、一般目的財務報告を構成する一部となるため、「適正な表示」である必要があり、これは投資家等にとって有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性であることを理解しておく必要がある。

このように一般目的財務報告の一部となることを目的として IFRS SDS は開発されているので、企業は、一般目的財務報告とのつながりをより意識して、IFRS SDS に基づくサステナビリティ関連財務情報の開示を検討する必要がある。

5.2 「重要性 (materiality)」

「重要性 (materiality)」とは、「ある情報について、それを省略したり、誤表示したり、不明瞭であることによって、一般目的財務報告の主要な利用者が当該報告に基づき行う意思決定に影響を与えることが合理的に予想される場合、重要性がある(material)」と定義されている。この定義も「概念フレームワーク」等¹¹と整合的であり、財務諸表の作成において適用するものと同じ重要性のフィルターを用いていると言える。まさに財務諸表とのつながりが窺われる点である。

次に、重要性に関して以下のような定めがある。

- 重要性の判断は、企業ごとに特有のものであって、一律の閾値などは定めず、企業は定量的要素と定性的要素の両方を考慮して、重要性の判断をしなければならない。
- 企業は、環境や仮定の変化を考慮して、報告日ごとに重要性の判断を再評価しなければならない。これは、企業の置かれた個々の状況や外部環境の変化により、これまで開示してきた情報の一部がもはや重要でなくなることもあるし、逆にこれまで開示してこなかった情報が重要になる可能性があるからである (ダイナミック・マテリアリティの考え方を反映)。
- ある情報に重要性がないと企業が判断すれば、たとえ個別に開示が求められている事項についても、開示は不要である旨規定されている。

したがって、重要性の判断は、IFRS SDS に基づく開示の有無につながるものであることから、従来

¹¹ IASB Conceptual Framework (概念フレームワーク)において“materiality”は次のように定義されている。“information is material if omitting, misstating or obscuring it could reasonably be expected to influence decisions that the primary users of general purpose financial reports make on the basis of those reports, which provide financial information about a specific reporting entity. In other words, materiality is an entity-specific aspect of relevance based on the nature or magnitude, or both, of the items to which the information relates in the context of an individual entity’s financial report. Consequently, the Board cannot specify a uniform quantitative threshold for materiality or predetermine what could be material in a particular situation.”

にも増して、企業は重要性の判断を取締役会等や経営陣が中心になって丁寧に、かつ、定期的に行う必要があるだろう。また、投資家等にとっても、企業がどのように重要性の判断を行ったかという背景などにより関心が高まることが想定される。

最後に、重要性と企業秘密との関係についても触れておきたい。パブリックコメントを踏まえて、以下に示す状況にあるとき、その情報が企業秘密（commercially sensitive information）に当たることとし、当該情報の開示が免除される。

- サステナビリティ関連の機会に関する情報が未公開である場合
- 企業の経済的利益を著しく損なうことが合理的に予想される場合
- 経済的利益を損なうことなく、開示要件の目的を達成できる方法で開示することが不可能であると判断される場合

5.3 「つながりのある情報（Connected Information）」

「つながりのある情報」とは、投資家等が以下に示すつながりを理解できるような情報と定義されている。サステナビリティ関連財務情報開示は、一般目的財務報告の一部となるものであるため、両者間のつながりを説明することは、投資家等にとって重要である。IFRS S1 では、「つながりのある情報」を具体的に以下のように位置付けている。

- 企業の prospects に影響を与えることが合理的に予想される SRO とのつながり等、開示情報が関連する要件間のつながり
- 「コア・コンテンツ」に係る開示情報同士のつながり（ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標に関する開示情報間の関連性）などサステナビリティ関連財務情報開示内のつながり
- サステナビリティ関連財務情報開示と他の一般目的財務報告書とのつながり（例えば、関連する財務諸表などとのつながり）

こうしたつながりを投資家等が理解できるようにするために、①サステナビリティ関連財務情報開示が関連する財務諸表を特定すること、②サステナビリティ関連財務情報開示の作成に使用されるデータ及び仮定は、可能な限り、財務諸表に対応する財務データ及び仮定と一貫性があることが要求されている。

これまでも情報のつながりについては、VRF (Value Reporting Foundation) の「国際統合報告 <IR> フレームワーク」¹²や機関投資家からもその重要性が指摘されてきた。だが、IFRS S1 では、こうした国際統合フレームワークの概念も IFRS S1 に含め、より具体的につながりのある情報を定めている。したがって、企業には、これらのつながりを意識しつつ、これまで以上にストーリー性のある情報開示を行うことが期待される。

5.4 「ガイダンス・ソース (Source of Guidance)」

IFRS SDS では、開示に至るまでのプロセスにおいて、「企業にとって何がリスクおよび機会であるのか」を識別し、「その識別されたリスクおよび機会について何を開示するのか」を決定しなければならない。「ガイダンス・ソース」では、このプロセスにおいて活用できる開示基準・ガイダンスを整理し、列挙している。さらに、それぞれのガイダンスを適用しなければならないのか、それともガイダンスを参照し、適用可能性を検討してもよいのかなど、ガイダンスの活用強度についても触れている。図表 5 は、開示に至るまでのプロセスにおいて、利用できるガイダンスとその活用強度をまとめた。

図表 5 のとおり、第一に、企業にとって何が SRO にあたるのかを識別しなければならない。このステップでは、まず IFRS SDS を適用し、さらに SASB 基準の開示トピック (disclosure topics) を参照し、その適用可能性を検討しなければならない。SASB 基準の適用可能性を検討した結果、適用しないという判断を取り得るものの、このステップでは SASB 基準を検討することが求められている。

次に、識別された SRO について企業は何を開示するのかを決めるステップは、以下の 2 点で前述のステップと異なる対応が求められている。

- ① まず IFRS SDS における具体的な開示基準を参照する。IFRS SDS に具体的な開示基準がない場合、SASB 基準の開示トピックに係る指標(metrics)を参照の上、その適用可能性を検討する。前述のステップでは、IFRS SDS の有無にかかわらず、SASB 基準を検討しなければならなかったが、本ステップでは、IFRS SDS に具体的な開示基準がない場合のみ、SASB 基準を検討することになる。例えば、人的資本が重要な情報と判断した場合、IFRS SDS には人的資本に係る開示基準は現状設けられていない。こうした場合には、SASB 基準を参照し、その適用可能性を検討することになる。
- ② 上記①のステップののち、その他の基準を検討してもよい。例えば、GRI スタANDARDや ESRS(the European Sustainability Reporting Standards)などは、IFRS SDS と相反しない範囲で参照し、その適用可能性を検討してもよい。ただし、GRI スタANDARDはインパクトマテリ

¹² 「国際統合報告 <IR> フレームワーク」においては、情報の結合性 (Connectivity of Information) として、「統合報告書は、組織の長期にわたる価値創造能力に影響を与える要因の組み合わせ、相互関連性及び相互関係の全体像を示す」ことを期待しており、情報の結合性の主な形態として、「内容要素」、「過去、現在及び将来」、「資本」、「財務及びその他の情報」、「定量的情報と定性的情報」などを例示している。

アリティに焦点をあて、ESRS はインパクトを含めたダブルマテリアリティに焦点をあてているため、財務マテリアリティに焦点をあてている IFRS SDS とは開示目的が異なっている。そのため、GRI スタンダードなどを参照する場合には、投資家等にとって有用な情報であるかどうかを考慮して、その適用可能性を検討することが必要である。

図表 5 ガイダンス・ソースとその活用ステップ・活用強度

ステップ	「何」がリスク及び機会なのか？ リスク及び機会を識別する	識別したリスク及び機会について「何」を開示するか？ リスク及び機会に関する開示要件を特定する
活用ガイダンスと その活用強度	<p>OIFRS SDSを用いなければならない(shall apply)</p> <p>これに加えて、</p> <p>○SASB基準（開示トピック）を参照の上、その適用可能性を検討しなければならない(shall refer)</p> <p>○以下のガイダンスを参照し、その適用可能性を検討してもよい (may)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CDSBフレームワーク適用指針 ・業界慣行 ・投資家等の情報ニーズを満たす他の基準設定主体による直近の公表文書 	<p>OIFRS SDSを用いなければならない(shall apply)</p> <p>識別したリスク及び機会に適用できるIFRS SDSがない場合</p> <p>○SASB基準（開示トピックに係る指標）を参照の上、その適用可能性を検討しなければならない(shall refer)</p> <p>○本開示基準と相反しない範囲において、以下のガイダンスを参照し、検討してもよい (may)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CDSBフレームワーク適用指針 ・業界慣行 ・投資家等の情報ニーズを満たす他の基準設定主体による直近の公表文書 ・GRIスタンダード ・ESRS

(出所) IFRS S1:General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information により日興リサーチセンター作成

このように、2つのステップにおいて、SASB 基準と他のガイダンスの位置づけが異なっていること、各ステップにおけるガイダンスの取り扱いが異なっていることを理解しておく必要がある。

SASB 基準が他のガイダンスと異なる位置づけにされた背景としては、ISSB が、投資家等にとって有用なサステナビリティ関連財務情報として産業別指標の重要性を認識しており、その基準として SASB 基準の有用性を考慮していることによる。公開草案では強制適用とされていた SASB 基準は、フィードバックを踏まえ、最終化された IFRS SDS においては強制適用されることはなくなった経緯にあるものの、ISSB としては、SASB 基準をベースとした産業別指標の開発を今後目指すものと思われる。¹³

SASB 基準を活用している日本企業はまだまだ少ないのが現状であるが、自社が属する産業において、SASB 基準がどのような開示トピックを設け、どのような指標の開示を求めているかを把握しておく必要がある。

5.5 「報告時期」

まず、適用開始時期については、IFRS S1 及び IFRS S2 とともに、2024 年 1 月 1 日以後の事業年度を報告対象期間として開始することとなった。ただし、それ以前における早期適用も可能である。

¹³ IFRS S2 Sustainability Disclosure Standard: Basis for Conclusions on Climate-related Disclosure の BC138 項において、“The ISSB also signalled its intention that disclosures based on the Industry based Guidance should at a future date become required disclosures, pending necessary amendments and subject to public consultation in accordance with the IFRS Foundation’s due process.”と記載がある。

IFRS SDS に基づく場合、関連する財務諸表と同じ報告期間(the same reporting time)を対象とし、かつ、同時に (at the same time) 報告しなければならないとしている。特に日本企業にとっては、サステナビリティ関連財務情報を有価証券報告書と同じ報告期間を対象に同時に開示するための事前準備の負荷が大きいことが予想される。

なお、こうした実務上の負荷に配慮して、IFRS SDS 適用初年度については、経過措置が設けられている（後述の経過措置を参照）。とは言え、経過措置はあくまでも適用初年度に限定したものであることから、IFRS SDS に準拠したサステナビリティ関連財務情報開示を開始する時期については、企業としては十分な準備期間を考慮の上、判断する必要があるだろう。

5.6 「比較情報」

報告期間中に開示されたすべての数値について、その直前期の比較情報を基本的に開示しなくてはならない。また、IFRS S1 適用ガイダンス（B49～B59 項）では、比較情報の見直しを行うケースごとに適用方法を以下の通り示している。

- 更新された (updated) 見積りを反映する際に、その比較情報の更新が実行不可能であるケースや、指標が将来予測的（フォワードルッキング）であるケースでは、比較情報の見直しは不要である。これらに該当しない場合、修正後の比較情報、修正前後の差額、見積りを改訂した理由を開示する。
- 指標を再定義もしくは置き換える場合、実務上不可能な場合を除き、修正した比較値を開示し、再定義または置き換えた指標がより有用な情報を提供する理由など、変更の理由について説明する。
- 報告期間中に新たな指標を導入した場合、実行不可能でない限り、その指標の比較値を開示する。
- 誤謬を訂正する場合、直前期の比較値の修正が必要である。ただし、修正することが実行不可能である場合はこの限りではない。

なお、経過措置として、IFRS S1 を適用する最初の年次報告期間においては、比較情報の開示は不要とされた（経過措置で後述する）。

5.7 「判断、測定の不確実性」

「判断、測定の不確実性」における「判断(Judgements)」では、「企業は、サステナビリティ関連する財務情報の開示を作成する過程で行った、金額の見積りに関する判断とは別に、当該開示に含まれる

情報に重大な (significant) 影響を与える判断を、一般目的財務報告の利用者が理解できるように情報開示しなければならない」と定めている。

この開示要求事項が設けられた背景として、公開草案に対するコメントにおいて、「サステナビリティ関連財務情報開示がどのように作成されているかを投資家等が理解することが、投資判断にとって有用である」との指摘があったことが挙げられる。また、一般目的財務報告に関する IAS 第 1 号¹⁴との平仄の確保も反映している。この「判断」が行われる局面として以下の4つの局面を挙げている。

- ① 企業の prospects に影響を与えることが合理的に予想されるサステナビリティ関連するリスクおよび機会を識別する局面
- ② 上記①の識別を行う際の適用すべきガイダンス・ソースを決定する局面
- ③ サステナビリティ関連財務情報開示に含める重要な情報を特定する局面
- ④ ある事象または状況の変化が重要であるかどうかを評価し、企業のバリュー・チェーン全体にわたって影響を受けるサステナビリティ関連するすべてのリスクおよび機会の範囲を再評価する局面

したがって、企業は、IFRS SDS に準拠した情報開示に際して、判断した結果だけではなく、これら4つの局面でどのような判断をなぜ行ったのかということも開示しなくてはならない。

次に、「測定の不確実性(Uncertainty)」について、「企業は、一般目的財務報告の利用者が、サステナビリティ関連財務開示において報告される金額に影響を及ぼす最も重大な (significant) 不確実性を理解できるように情報を開示しなければならない」と定め、次の情報を開示しなければならない。

- ⑤ 測定の不確実性が高い金額の特定
- ⑥ ⑤で特定された金額について、測定の不確実性の原因、及び金額の測定に際して行った仮定、概算及び判断

これは、「測定の不確実性は、指標を直接測定できず、見積りしかできない場合にのみ生じるものではなく、SRO が報告期間中の企業の財政状態、財務実績とキャッシュ・フロー、および短期、中期、長期にわたって予想される財務効果に及ぼす影響に関する情報を提供する際にも生じる」という公開草案に対するコメントを踏まえたものである。

¹⁴ IAS 第 1 号には、企業が財務諸表に認識される金額に最も大きな影響を与える会計方針を適用する際に下した判断を開示するという要件が含まれている (IAS 第 1 号 122-123 項)。ISSB は、企業がサステナビリティ関連財務情報を作成し、開示する過程で行った判断についての開示に関する IFRS S1 の要件において、この要件の原則を適応させることを決定した (BC159)。

6. コア・コンテンツ

「コア・コンテンツ」は、TCFD 提言の4つのフレームワーク「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」に基づき、企業に対して SRO を開示するように求めている（図表 6 参照）。

図表 6 IFRS S1「コア・コンテンツ」における主な開示要求事項

<p style="text-align: center;">ガバナンス</p> <p>SROを監視・管理するためのガバナンスプロセス、統制及び手続き</p>	<p style="text-align: center;">戦略</p> <p>SROを管理するために用いるアプローチ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サステナビリティ関連のリスク及び機会 ・ビジネスモデルとバリュー・チェーン ・戦略及び意思決定 ・財政状態、財務業績及びキャッシュ・フロー ・レジリエンス
<p style="text-align: center;">リスク管理</p> <p>SROを識別、評価、優先順位付け、及び監視するために用いたプロセス</p>	<p style="text-align: center;">指標と目標</p> <p>SROに関連する企業のパフォーマンス(含む企業が設定した目標・法律や規制が求める目標及びその進捗)</p>

(出所) IFRS S1:General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information により日興リサーチセンター作成

このうち、公開草案に対するコメントを踏まえ、「戦略」のなかで一部変更が行われた「SRO が企業の財務状態等（財務状態、財務業績及びキャッシュ・フローなど）に及ぼす現在または将来予想される (anticipated)影響(effects)」について説明する。

企業は、「戦略」の開示において、SRO が企業の財務状態等に及ぼす影響を、投資家等に理解できるように情報開示しなければならない。具体的には、現在の財務状態に及ぼす影響（以下「現在の財務影響」）、と短期的、中期的及び長期的に財政状態に及ぼすと予想される影響（以下、「予想される財務影響」）について、定量情報もしくは定性情報を開示しなければならない。

しかしながら、定量情報については様々な難しさもあることから、以下の規定がある。

- ・ 定量情報については単一の数値による開示、範囲による開示、いずれも可能とする。
- ・ 予想される財務影響を開示するにあたっては、過度なコストや労力（undue cost or

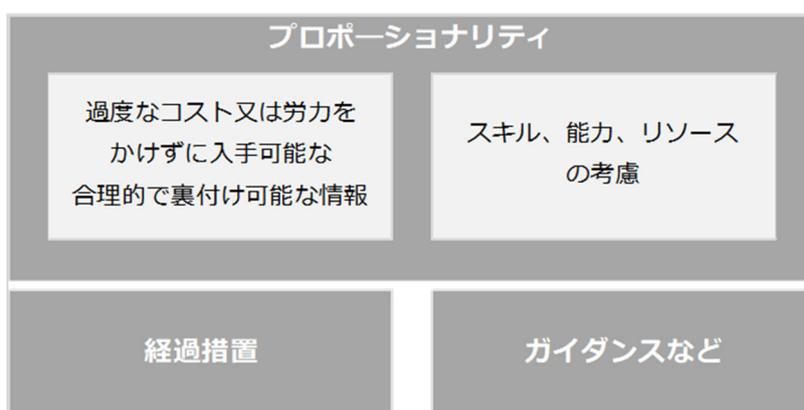
effort)¹⁵をかけずに入手可能な合理的で支持できるすべての情報を使用し（後述するプロポーショナルリティの適用）、また、企業が利用可能なスキル、能力及びリソースに見合ったアプローチを用いる。

- 財政状態等に及ぼす影響を個別に特定できず、影響を推定するにあたり測定の不確実性が非常に高く、結果として得られる定量的な情報が有用でないことも想定される。こうした場合には、企業は現在の財務影響又は予想される財務影響について、定量情報を開示しなくてもよい。ただし、定量情報を提供できない理由や定性情報などを開示する必要がある。
- 企業側にその定量情報を提供できるだけのスキル、能力又はリソースがない場合には、予想される財務影響について定量情報を開示する必要はない。この場合にも、その理由と定性情報などを開示する必要がある。

7. プロポーショナルリティ（Proportionality）、経過措置など

公開草案に対するフィードバックにおいて、IFRS SDS の必要性には多くの賛同が寄せられた一方で、その開示対応に係る企業側のリソース・能力や準備状況は様々であることから、こうした企業のリソース・能力や準備状況を考慮すべきであるとの声も寄せられた。こうした声を踏まえて、企業側の開示負担の軽減と投資家等にとって有用な情報であることのバランスをはかった。プロポーショナルリティ（Proportionality）や経過措置などの規定は、企業がIFRS SDSを適用するにあたり、投資家等の意思決定に有用な質の高い情報を提供できるよう、報告実務と体制整備の時間を確保するために導入された措置である（図表7参照）。

図表7 プロポーショナルリティや経過措置など企業側の開示準備負担への配慮



（出所）Project Summary IFRS Sustainability Disclosure Standards により日興リサーチセンター作成

¹⁵ 「何が過度なコストまたは労力を構成するかは、企業の個別の状況によるとされ、企業のコストと労力、および結果として得られる情報の主要な利用者の便益をバランスよく考慮する必要がある。この評価は、状況の変化に応じて、時間とともに変化する可能性がある。」（IFRS S1 第 B10 項）

7.1 プロポーシヨナリティ

ISSBは、できる限り多くの企業にIFRS SDSを適用した開示を期待している。このため、IFRS SDSでは、企業の能力や開示のための準備状況に応じた開示を認める特定の開示要求事項を設けている。このIFRS SDSの開示準備に係る企業側の能力やリソースなどに配慮した開示を認めることが、プロポーシヨナリティである。具体的には図表7に示した通り、プロポーシヨナリティを利用できる基準として、「過度なコスト又は労力をかけずに入手可能な¹⁶合理的で裏付け可能な情報」¹⁷と「企業側のスキル、能力、リソースの考慮」の2つの基準を設けている。ただし、プロポーシヨナリティは、あくまでも特定の開示要求事項を対象にしたもので、IFRS SDS全ての開示要求事項を対象とはしていない。具体的には、「過度なコスト又は労力をかけずに入手可能な合理的で裏付け可能な情報」を適用できる開示要求事項では、①SROの識別、②予想される財務影響、③バリュー・チェーンの範囲の決定を対象としている。他方、「企業側のスキル、能力やリソースの考慮」を適用できる開示要求事項では、予想される財務影響を対象としている¹⁸。

7.2 経過措置

次に、経過措置については、適用初年度に限り、以下の開示要求事項を対象として規定が設けられている。

- サステナビリティ関連財務情報開示の報告時期は、上半期の期中報告書公表と同時でも可能である。
- 気候関連リスク及び機会に係るサステナビリティ関連財務情報開示のみでも可能とする（ただし、IFRS S2 準拠であることが必要）。
- 比較情報の開示は不要とする。

7.3 ガイダンスなど

IFRS SDSの支援ツールとして、ISSBはガイダンスも提供している。1つは、「適用ガイダンス (Application Guidance)」であり、もう1つは、「付随ガイダンス(Accompanying Guidance)」である。両者の位置付けは、前者がIFRS S1を構成するガイダンスであるのに対し、後者はIFRS S1に付

¹⁶ 「過度なコスト又は労力をかけずに入手可能」とは、「企業は、求められる情報を網羅的に調査する必要はなく、それらの情報は過度なコスト又は労力をかけずに入手可能なものであるべきである」(BC13項)と定められている。

¹⁷ 「合理的で裏付け可能な情報」とは、「①既に保有している情報を含め、合理的に入手可能なすべての情報を企業が考慮し、企業が既知の情報を無視することは禁じられていること、②情報を用いるための適切な根拠を企業が有し、IFRS S1の要求事項を裏付け可能な情報であって、③報告日時点で企業が入手可能な、過去、現在または将来の情報(含む将来の状況予測)を考慮していること」(BC12項)と定義されている。

¹⁸ プロポーシヨナリティの具体例についてはIFRS S2が詳しい。三瓶(2023)参照。

属しているが、あくまでも IFRS S1 のひとつの側面を例示したもの、いわゆる参考文献に該当する。したがって、解釈指針の提供を目的とはしていない。

適用ガイダンスとしては、以下に関するガイダンスなどが現時点で提供されている。

- SRO の識別と重要性のある当該 SRO の情報開示
- 重要性のある情報
- つながりのある情報

他方、付随ガイダンスとしては、以下に関するガイダンスなどが現時点で提供されている。

- 主要な利用者に関するガイダンス
- 企業によるガイダンス・ソースの利用方法に関するガイダンス
- SASB 基準などの検討・適用に関する例示

図表 8 は、IFRS S1 に適用されたプロポーシヨナリティと経過措置をまとめたものである。なおプロポーシヨナリティや経過措置については、IFRS S1 だけでなく IFRS S2 でも採用されている。

図表 8 IFRS S1 に適用されたプロポーシヨナリティなど

適用対象領域	プロポーシヨナリティに 対処するメカニズム		経過措置	適用を容易にするための 追加の明確化メカニズム	
	合理的で 裏付け可能な情報 ¹	スキル、能力、 リソースの考慮		「できない」という 概念 ²	ガイダンス、教材、 その他適用容易化 するための努力
リスクと機会の特定	●				●
現在の財務影響				●	●
予想される財務影響	●	●		●	●
バリューチェーンの範囲の 決定	●				●
その他の分野 (例：初年度報告期間にお ける報告の時期と 比較情報の提供)			●		●

(出所) IFRS S1 IFRS Sustainability Disclosure Standard : Basis for Conclusions on General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information により日興リサーチセンター作成

¹ 「合理的で裏付け可能な情報」とは、「過度なコスト又は労力をかけずに入手可能な合理的かつ裏付け可能な情報」を指す

² 「できない」(Unable to do so) という概念について。公開草案で使用されていた「できない」という用語が、IFRS S1 では使用されなくなった;しかし、この概念は、IFRS SDS では「現在または予想される財務影響が個別に識別可能であるかどうか、またはそれらの影響の見積りに伴う測定の不確実性のレベルが非常に高く、結果として得られる定量的な情報が役に立たないかどうかによって明確にされる。」として用いられている。

8. 日本基準の開発動向と導入に向けたスケジュール

SSBJ は、「サステナビリティ基準委員会の運営方針」（2022 年 11 月公表）において、「サステナビリティ開示基準の開発に関連する活動」を説明している。以下では、日本基準開発に関連する点について説明する。

8.1 日本基準に係る基本的な考え方

SSBJ による日本基準開発にあたっての基本的な考え方は、投資家が意思決定を行う際に有用な、企業の SRO に関する開示要求事項を定めることである。そして、我が国の資本市場への信認を確保する観点から、当該市場で用いられる日本基準を高品質で国際的に整合性のあるものとして基準開発を行う方針と定めている。

なお、ISSB は、IFRS SDS において包括的なグローバル・ベースラインを提供し、各法域固有の要求事項を追加するビルディング・ブロック・アプローチを提案している。SSBJ は、これを踏まえ、国際的な整合性について、サステナビリティ関連財務情報の比較可能性を高め、かつ、日本基準の信認を確保することが必要であるとの認識を示した上で、我が国固有の要求事項、周辺諸制度との関係、ならびに会計基準との関係を考慮するとしている。

この運営方針を踏まえ、SSBJ は、2023 年 1 月、日本版 S1 基準及び日本版 S2 基準の開発を行うことを決定し、次に示すロードマップに従って、基準の開発を進めているところである。¹⁹

また、2022 年 12 月に金融庁の金融審議会ディスクロージャーワーキングは、「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（以下 DWG 報告）」の中で、今後、必要となる関係法令の整備と、SSBJ が開発する開示基準の位置づけを示した。同報告によれば、個別の告示指定により我が国の「サステナビリティ開示基準」として設定することが重要であるとの考え方を示している。このことから、法定開示である有価証券報告書の開示事項に取り込まれることも想定されている。

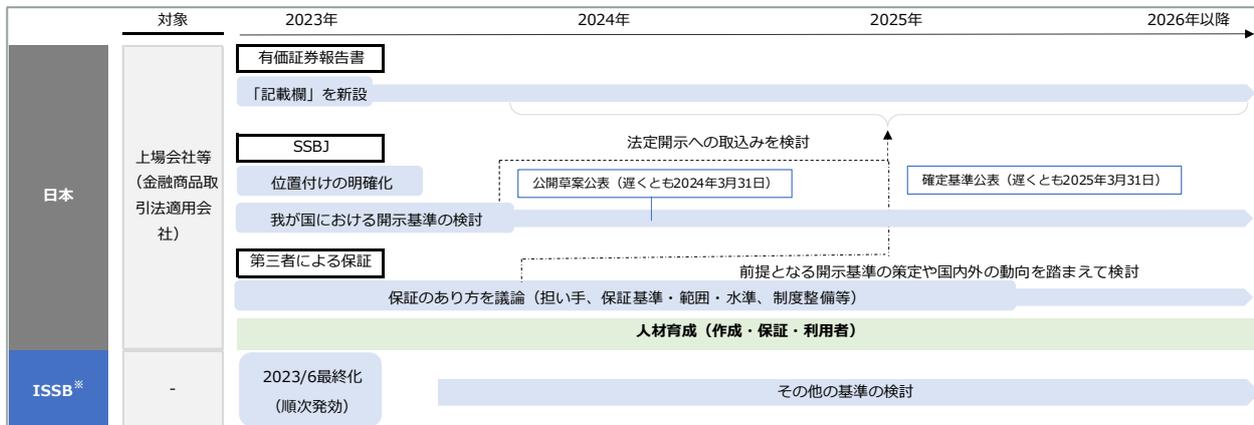
8.2 日本基準のロードマップ

SSBJ の公表資料によれば、日本基準の公開草案の目標公表時期は、2023 年度中（遅くとも 2024 年 3 月 31 日まで）、確定基準の目標公表時期は、2024 年度中（遅くとも 2025 年 3 月 31 日まで）を予定している。

また、DWG 報告は「我が国におけるサステナビリティ開示のロードマップ」についても言及している（図表 9 参照）。将来の状況変化に応じて随時見直しが行なわれる前提としつつも、本ロードマップにおいても、SSBJ の開発する日本基準等が法令上の枠組みの中に位置づけられていることが想定されている。

¹⁹ <https://www.asb.or.jp/jp/project/plan-ssbj.html>

図表9 日本におけるサステナビリティ関連財務情報開示のロードマップ



(出所)「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告」(2022/12/27)の添付資料「我が国におけるサステナビリティ開示のロードマップ」をベースに日興リサーチセンター作成。なお、本ロードマップは、将来の状況変化に応じて随時見直しが行なわれる前提とされている。

※：ISSBについては、IFRS S1 及び IFRS S2 を記載

なお、日本基準の強制適用を求める時期については、基準公表後、相応の準備期間を考慮するとされているが、順調にいけば²⁰、日本基準の確定公表後に開始する事業年度 (遅くとも 2025 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度)を報告期間とする法定開示が開始となる可能性がある。これは、3 月決算企業であれば、2026 年 3 月期の有価証券報告書から日本基準に基づく開示を行う可能性があるということになる。したがって、IFRS S1 および IFRS S2 は日本基準のベースラインとなることを想定し、企業は来るべき日本基準の適用に備えておくことが肝心であろう。

9. おわりに

最後に、IFRS SDS のグローバル・ベースライン化に向けた動向、ならびに IFRS SDS に基づく開示への移行に際して企業に想定される新たな対応について触れておきたい。

まず、IFRS SDS のグローバル・ベースライン化に向けた動きとして、既に以下の点があげられる。

- CDP の環境開示プラットフォームにおける気候変動開示において、2024 年の質問書から IFRS S2 を反映すること (すなわち、現行の TCFD 提言ベースの質問書から移行するという事)²¹

²⁰ SSBJ は、強制適用を求める時期の設定に関する考え方を公表している。これによれば、ISSB が策定する IFRS サステナビリティ開示基準の強制適用時期や、米国及び欧州をはじめとした国際的なサステナビリティ開示基準の設定主体の開発状況等も参考になるとしている。加えて、SSBJ は、国際的なサステナビリティ開示基準への対応が必要となる企業を含め、我が国の資本市場関係者からのニーズを踏まえた検討が必要であるとしている。さらに、SSBJ が開発する基準を適用することとなる企業のこれまでのサステナビリティ開示への対応状況はさまざまであることから、企業の規模等に応じた段階的な適用を容認する救済措置、いわゆる「スケーラビリティ」を考慮した適用時期についても、その必要性を示している。

²¹<https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2022/11/cdp-to-incorporate-issb-climate-related-disclosure->

- ISSB が、金融安定理事会（Financial Stability Board : FSB）が担っている TCFD のモニタリング機能を引き継ぐこと²²
- 証券監督者国際機構（International Organization of Securities Commissions : IOSCO）²³が IFRS SDS の承認（endorsement）を行い、メンバーである世界 130 の規制当局（含む日本）にその適用を求めていること²⁴

このように、IFRS SDS はグローバル・ベースラインとしての地歩を着々と固めつつある。

次に、TCFD 提言に基づく開示から IFRS SDS に準拠した開示に移行するに際して、企業には新たな対応が必要になると思われる。具体的に想定される点は以下の通りである。

- IFRS S1 では、気候関連以外のサステナビリティ関連財務情報で重要性があると判断したもののについて開示が求められていること
- 報告時期について、経過措置はあるものの、一般目的財務報告との同時報告を求めていること
- 一般目的財務報告とのつながりのある情報を求めていることから、サステナビリティ関連財務情報開示に適用する仮定や前提などを財務報告と平仄をとる必要があること
- 報告範囲についても、一般目的財務報告の報告範囲を前提としていることから、重要性がないと判断できない限り、サステナビリティ関連財務情報開示の報告範囲を財務報告の報告範囲と揃える必要があること（なお、IFRS S2 では、Scope 3 の報告範囲にバリュー・チェーンなども含まれているので注意が必要）

したがって、企業にとっては、新たな対応を含めて実務上の負荷は想定されるものの、今から社内体制の見直しなどをはじめ、着手できるところから準備していくことが賢明である。

[standard-into-global-environmental-disclosure-platform/](https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2023/07/foundation-welcomes-tcf-responsibilities-from-2024/)

²² <https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2023/07/foundation-welcomes-tcf-responsibilities-from-2024/>

²³ IOSCO は現在、130 の加盟する法域メンバー（世界の証券市場の 95%以上を規制する資本市場当局）に対し、世界中でサステナビリティ関連開示の一貫性及び比較可能性を提供するために ISSB 基準をそれぞれの規制のフレームワークにどのように組み込むことができるかを検討することを呼びかけている。IOSCO のエンドースメントは、ISSB 基準が資本市場での使用の目的に適合しており、サステナビリティ関連のリスク及び機会を価格に織り込むことを可能にし、データ収集及び分析の向上を促進するという強力なシグナルを世界中の法域に送ることとなる。このエンドースメントは、IOSCO 加盟団体の 75%を占める成長市場及び新興市場にも共鳴することが見込まれる。

²⁴ <https://a.msip.securewg.jp/docview/viewer/docNC546E0B59B105c3dc4f1e0edd8bea4e6a10739f15a3ce66decccffe9b85329330f04948b111d>

参考文献

三瓶匡尚（2023）「IFRS サステナビリティ開示基準の最終化②～IFRS S2（気候関連）～」、日興リサーチレビュー2023年8月号

IFRS/International Sustainability Standard Board (2023/6), 『IFRS S1 Sustainability Disclosure Standard: General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information』

<https://www.ifrs.org/issued-standards/ifrs-sustainability-standards-navigator/ifrs-s1-general-requirements/>

IFRS/International Sustainability Standard Board (2023/6), 『IFRS S2 Sustainability Disclosure Standard: Climate-related Disclosures』

<https://www.ifrs.org/issued-standards/ifrs-sustainability-standards-navigator/ifrs-s2-climate-related-disclosures.html/content/dam/ifrs/publications/html-standards-issb/english/2023/issued/issbs2/>

IFRS/International Sustainability Standard Board (2023/6), 『IFRS S1 Sustainability Disclosure Standard: Basis for Conclusions on General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information』

<https://www.ifrs.org/issued-standards/ifrs-sustainability-standards-navigator/ifrs-s1-general-requirements.html/content/dam/ifrs/publications/html-standards-issb/english/2023/issued/issbs1-bc/>

IFRS/ International Sustainability Standard Board (2023/7), 『Project Summary IFRS S1 General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information, IFRS S2 Climate-related Disclosures』

経済産業省（2023/6/29）、『第11回非財務情報の開示指針検討会』資料3-2

https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/hizaimu_joho/011.html

金融庁金融審議会ディスクロージャーワーキング（2022/12/27）、『金融審議会ディスクロージャーワーキング報告』

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20221227.html

(END)